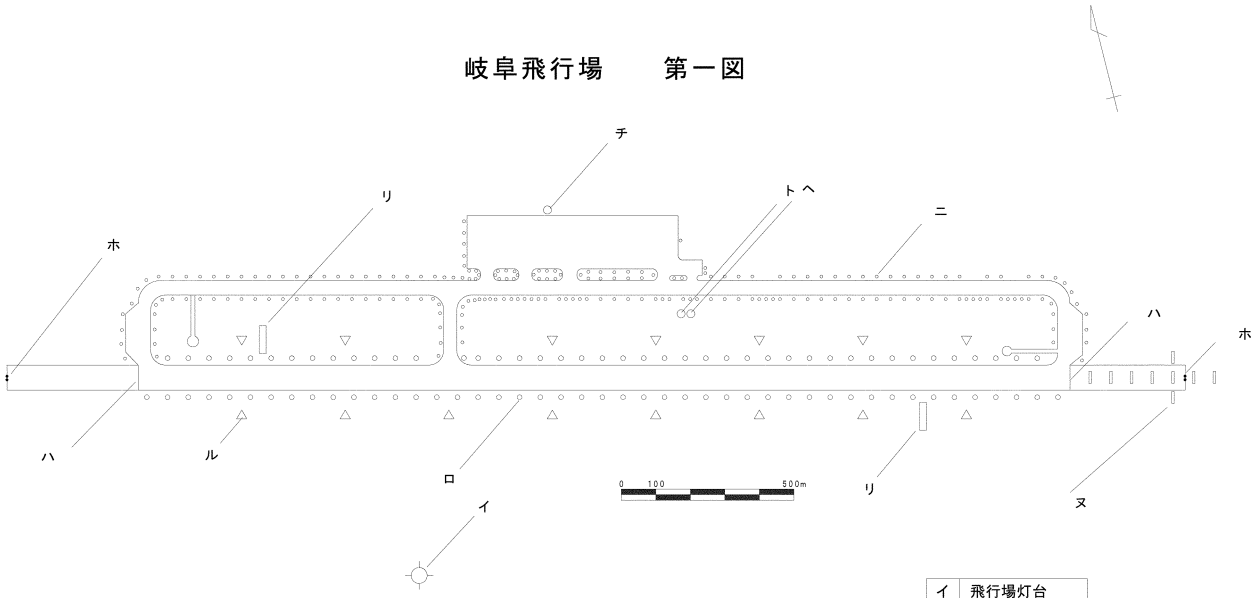
岐阜飛行場　　第一図



イ	飛行場灯台
ロ	滑走路灯
ハ	滑走路末端灯
ニ	誘導路灯
ホ	離陸目標灯
ヘ	着陸方向指示灯
ト	風向灯
チ	指向信号灯
リ	進入角指示灯
ヌ	簡易式進入灯
ル	滑走路距離灯

○防衛省告示第六十九号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十条の規定に基づき、芦屋飛行場の施設について次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十八日　　防衛大臣　北澤　俊美

一　昭和三十七年防衛庁告示第二百八十三号の一部を次のとおり変更する。

㈠　第四項の表飛行場灯台の項中「せん交光、五秒ごとに」を「閃交光、六十秒毎に二十八閃光（約二秒毎に」に、「緑各一せん」を「航空緑各一閃光」に、「白色十五万カンデラ、緑色二万二千五百カンデラ」を「白色光二万カンデラ、緑色光三千カンデラ」に改める。

○防衛省告示第七十号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第九条第二項の規定に基づき、立川飛行場の航空保安無線施設の設置について、次表のとおり告示する。

平成二十三年三月二十八日　　防衛大臣　北澤　俊美

(1)名称、位置及び所在地			(2)種類及び方式	(3)使用開始期日	(4)搬送周波数	(5)空中線電力	(6)コースの方向	(7)識別符号	(8)運用時間	(9)利用上記の事項
名称	位置	所在地								
立川タカン	N35°42′59″ E139°23′58″	東京都立川市	タカン	平成21年4月18日	1,192MHz	5KW	なし	TNT	8時30分から17時まで	なし

○東北地方整備局告示第五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十八日　　東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　岩手県

二　都市計画事業の種類及び名称　盛岡広域都市計画公園事業六・五・一号総合運動公園

三　事業施行期間　自平成二十三年三月二十八日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　岩手県盛岡市青山四丁目及びみたけ一丁目地内

使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十八日　　東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　岩手県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十五年建設省告示第千九百七十号盛岡広域都市計画及び零石都市計画公園事業九・七・一号御所湖広域公園

三　事業施行期間　自昭和五十五年十二月二十二日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和五十五年建設省告示第千九百七十号、昭和五十七年建設省告示第二千十五号、昭和六十年建設省告示第三百二号、平成三年建設省告示第五百六号、平成八年建設省告示第七百九十五号、平成十三年東北地方整備局告示第九号及び平成十八年東北地方整備局告示第五十五号の事業地のうち岩手県盛岡市繋字堂ヶ沢及び字除キ並びに岩手郡雫石町大字御明神第十四地割字籠野及び第十五地割字籠、第五地割字川原、第十一地割字鹿津田、第十四地割字下長根、第十五地